

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-7
許認可等の種類	他人の土地の使用等の許可			
根拠法令条例等・条項	漁業法第120条			
許認可等の概要	漁業者、漁業協同組合、漁連が他人の土地を使用する許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>漁業法 (土地の使用及び立入等) 第一百二十条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、左に掲げる目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することができる。この場合において、都道府県知事は、当該土地、立木竹又は土石につき所有権その他の権利を有する者にその旨を通知し、且つ、公告するものとする。</p> <p>一 漁場の標識の建設 二 魚見若しくは漁業に関する信号又はこれに必要な設備の建設 三 漁業に必要な目標の保存又は建設</p> <p>漁業法施行規則 (土地の使用及び立入等) 第一百二十条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、左に掲げる目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することができる。この場合において、都道府県知事は、当該土地、立木竹又は土石につき所有権その他の権利を有する者にその旨を通知し、且つ、公告するものとする。</p> <p>一 漁場の標識の建設 二 魚見若しくは漁業に関する信号又はこれに必要な設備の建設 三 漁業に必要な目標の保存又は建設</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	処分の先例がなく、具体化するのが困難			
期間の制定根拠	—			